

平成24年12月20日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣
様

下諏訪町議会議長 濱 章 吉

安心できる介護保険制度の実現を求める意見書

2012年4月から3年間（第5期）の65歳以上の「第1号介護保険料」は、全国平均で月額4,972円に、長野県内の63保険者は881円増の平均月額4,920円となりました。制度がスタートした第1期と比較して2,574円（約2.1倍）も上昇して、高齢者には重い負担増となっています。利用者と家族にとっては、利用限度額上限に達して必要なサービスを受けられない、利用料負担が重くて必要な介護を受けることができないなど、家族の介護負担もいっこうに軽減されていません。

同時に行われた介護報酬改定は、ヘルパーの生活援助の時間区分が「1時間」から「45分」とされ、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパー収入減など様々な問題が表面化しています。デイサービスは、時間区分が変更され、7時間以下の事業所には12%近い介護報酬引き下げとなり、多くの事業所ではやむなく7時間以上に延長して対応していますが、利用者からの苦情やスタッフのシフト・送迎体制にも影響が出ています。

「介護崩壊」といわれる介護現場は、人手不足を反映した過酷な勤務環境と低賃金からくる離職率は20%を超え、「介護現場では働き続けられない」実態が続いています。介護労働者の平均賃金は、全産業平均と比較して低い状況です。安全・安心の介護の提供と介護の専門性が発揮できる介護現場にしていくためには、介護職員の大幅増員と処遇改善が必要です。

以上の趣旨から下記の事項について国に要望します。

- 1 介護現場の実態をふまえ、介護報酬の緊急再改定を行うこと。
- 2 国庫負担を拡充し、介護保険料と利用料負担を軽減すること。
- 3 生活援助の時間短縮を見直し、必要なサービスを受けられるように改善すること。
- 4 国の責任と財政負担により、介護職員の処遇改善を進めること。
- 5 介護予防に力を入れ、介護が必要な時に皆で支え合い利用できる制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。